

広島県訓令第三号

本 庁  
地 方 機 関

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任意務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「会計管理局」を「会計管理部」に、「総務部財務局、政策企画部、地域振興部、農林水産部、土木部、都市部及び空港港湾部」を「総務局財務部、企画振興局、農林水産局、土木局及び都市局」に改め、同号口中「公営企業部」を「企業局」に改め、同条第三号イを次のように改める。

イ 危機管理監、総務局総務管理部及び秘書広報部、環境県民局、健康福祉局並びに商工労働局に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。